

＜令和8年度担い手確保・育成強化事業費のうち＞

新規就農者機械導入支援事業の概要

農業経営課

1 目的

新規就農者の早期の経営確立のため、農業機械・施設の導入等を支援し、初期投資の負担軽減を図るもの。

2 事業内容

(1) 新規就農者経営安定化事業 5,000 千円

青年等就農計画に掲げる目標達成に必要な農業機械等の初期投資に係る負担を軽減

対 象 者：認定新規就農者

(令和6年度以前に、原則50歳未満で独立・自営就農した者等)

実 施 主 体：市町村

標準事業費：①「経営開始資金」を活用する場合 875 万円

②「経営開始資金」を活用しない場合 1,000 万円

補 助 率：県 1/3 以内、市町村 1/6 以上 (計 1/2)

(2) 経営発展支援事業 82,200 千円

(国事業名：経営発展支援事業のうち通常枠、世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ)

経営発展のために必要な農業機械等の導入に係る負担を軽減

対 象 者：認定新規就農者

(令和7年度以降に、原則50歳未満で独立・自営就農した者等)

実 施 主 体：市町村

標準事業費：①「経営開始資金」を活用する場合 500 万円

②「経営開始資金」を活用しない場合 1,000 万円

補 助 率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/8 (計 7/8)

(3) 世代交代就農円滑化事業 81,000 千円

(国事業名：経営発展支援事業のうち特別枠、世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ)

親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、継承した経営資源の修繕や経営移譲に向けた取組を支援

対 象 者：認定新規就農者、認定農業者等

(令和5年度以降に、原則50歳未満で独立・自営就農した者等)

実 施 主 体：市町村

補 助 率：①継承資産の有効活用・法人化等への支援 (国 1/3、県 1/6、市町村 1/12)

②機械・施設の導入支援 (国 1/2、県 1/4、市町村 1/8)

※メニュー①②への国の補助総額は、最大 600 万円

3 県予算額 168,200 千円 (国 2,500 千円、その他 108,800 千円、－ 56,900 千円)